(ii)　内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ)　○○年度

(i)　事業の実施に要する資金の見込額　　小計○○百万円

(ii)　内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6．建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の２第１項の表の第１号の第４欄、第17条の２第１項の表の第１号の第４欄及び第25条の２第１項の表の第１号の第４欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の２第１項若しくは第３項、第17条の２第１項若しくは第２項又は第25条の２第１項若しくは第２項（これらの規定のうち第１号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1)　その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

(イ)　東日本大震災復興特別区域法施行規則第８条第１項第５号イ　その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

○○

(ロ)　東日本大震災復興特別区域法施行規則第８条第１項第５号ロ　内閣総理大臣の認定の有無

有・無

(2)　次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第10条の２第１項若しくは第３項、第17条の２第１項若しくは第２項又は第25条の２第１項若しくは第２項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の２第２項第１号イ若しくは第２号イ、第17条の２第１項第１号イ若しくは第２号イ又は第22条の２第１項第１号イ若しくは第２号イに掲げる要件　その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

○○㎡

(ロ)　震災特例法施行令第12条の２第２項第１号ロ、第17条の２第１項第１号ロ又は第22条の２第１項第１号ロに掲げる要件　その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数○、屋上広場　有・無

(ハ)　震災特例法施行令第12条の２第２項第１号ハ若しくは第２号ロ、第17条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロ又は第22条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロに掲げる要件　その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

○○％

(ニ)　震災特例法施行令第12条の２第２項第１号ニ若しくは第２号ハ、第17条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハ又は第22条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハに掲げる要件　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

○○百万円

（添付書類）

以下の書類を添付すること（建築物整備事業を実施する場合に限る。）。

(1)　方位、道路及び目標となる地物並びに建築物整備事業区域を表示した付近見取図

(2)　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を表示した建築物の配置図

(3)　縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

(4)　上記６．(2)ハに定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

(イ)　建築物整備事業区域内において整備される公共施設の配置図

(ロ)　上記６．(2)ハの割合の算定の根拠を記載した書類

(5)　上記６．(2)ニに定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

(イ)　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置図

(ロ)　上記６．(2)ニの費用の額の算定の根拠を記載した書類

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第二の五及び別記様式第二の六中「第８条各号」を「第８条第１項各号」に、「（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。」を「（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

注　「第８条第１項各号」は、指定に係る復興推進事業が法第２条第３項第２号イに掲げるものである場合は、「第８条第１項第１号から第４号まで」とすること。」に改める。

別記様式第五の二中「認定の概要」を

「１．指定を受けた事業年度
２．再投資等準備金の積立てをすることが可能となった事業年度
３．認定の概要」

に改める。

別記様式第五の四中「４．指定法人事業実施計画（別紙）」を

「４．再投資等準備金の積立てをすることが可能となる見込みの事業年度
５．指定法人事業実施計画（別紙）」

に改める。

別記様式第五の六中「の「３億円以上」」を削り、「第42条の４第６項」を「第42条の４第２項」に、「第68条の９第６項」を「第68条の９第２項」に、「第２条第12号の７の２」を「第２条第12号の６の７」に、「３千万円以上」を「本事業年度又は連結事業年度において復興推進事業の用に供する設備投資に関する取得価額が３千万円以上であること、又は３千万円以上（又は本事業年度若しくは連結事業年度開始の日から当該開始の日以後３年を経過する日までの間において５千万円以上）になると見込まれること。（再投資等準備金の積立てをすることが可能となる見込みの事業年度　○○年度）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この庁令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この庁令の施行の際現にされている東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定による指定については、改正後の東日本大震災復興特別区域法施行規則第十九条第五項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。